

## 社会福祉法人北見市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代対策支援推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：平成27年 6月までに、時間外労働を縮減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成27年 4月～ 時間外勤務の現状を把握
- 平成27年 5月～ 時間外勤務の縮減に向けた業務改善等の検討開始
- 平成27年 6月～ 毎週1回ノー残業デーを実施  
職員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を、前年度実績より高い日数を取得できるように目指す。

<対策>

- 平成27年 4月～ 年次有給休暇等の取得状況について実態を把握
- 平成27年 5月～ 計画的な取得に向けて改善対策等の検討開始
- 平成27年 6月～ 毎月開催される、管理職会議を通じて職員へ取組みを周知